

平成28年度第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月9日(金)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成28年9月9日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 瀨口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

な し

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

濱北会長

宮野さんが一人まだお着きじゃないですけど、始めたいと思います。

改めましておはようございます。先日の指宿視察研修は大変お疲れさまでございました。相手のほうからもういいですかという時間いっぱいまでいろいろ質問がありまして、いい勉強になったんじゃないかなかなと思っております。そしてまた、鹿児島を出るときには、台風の心配がありましたけれど、台風も大したことはなく過ぎ去って、雨がもう少し降ればよかったかなと思っております。それから、まだ9月の中に入ろうかとしておりますが、今からまた台風は来るんじゃないかなと心配もしております。

今日は、平成28年度の長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日の提出議案は、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第19号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本日は、13番馬場委員、14番増岡委員が議事録署名人でございます。よろしく申し上げます。

それでは早速議事に入ります。

議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。

1ページ目をごらんください。受付番号4番でございます。申請人の住所・氏名が書いてあります。譲渡人が赤田区の方でございます。譲受人も赤田区の方でございます。この方は、親子関係でございます。お父さんから、息子さんへということになります。所在地は永塩字金平966番8、同じく972番1、972番2、973番、974番1、974番2、975番と7筆ございます。台帳の地目といたしましては畑となっております。現況地目樹園地となっておりますけど、梨園でございます。地積は上のほうから448㎡、867㎡、64㎡、2,599㎡、1万8,655㎡、3,474㎡、254㎡でございます。合計で2万6,361㎡となっております。

申請理由は、譲渡人は規模縮小、受人が規模拡大ということになっております。面積はゼロから3万5,088となっております。

続きまして、全部効率利用要件といたしましては、現在、譲受人は農業作業に20年以上従事しておられます。当該農地はナシを経営する計画であり、全て営農するということで問題はないと思われま。

農業作業時の従事要件でございますけど、現在譲受人のほうは世帯員が3名と、合わせて4名で年間を通して営農されております。取得後も従事するということで問題はないと思われま。

農機具所有状況でございますが、トラクターを2台、スピードスプレーヤを1台、運搬車2台、2トントラックを1台所有されて営農されており支障はないと思われま。

通作距離でございますけれども、自宅から徒歩5分程度で問題はないと思われま。

下限面積でございますが、取得後の面積が先ほど申しましたように3万5,088㎡となりますので、面積状況は適合しております。

周囲の営農条件、周辺の地域との関係でございますが、現在もナシの栽培を行っておられます。周辺の農地への農業上の利用に影響はないと思われま。農薬使用の基準についても地域の基準に従うということで問題はないと思われま。

地域との調和要件、地域の役割分担の状況でございますが、地域で定期的に行われている作業にも参加をしておられます。周辺農家と協力していかれるということで、問題ないと思われま。

その他、特記事項でございますけれども、お父様のほう、譲渡人のほうですが、農業者年金を受給されているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ただいま受付番号4番の説明がございました。ここで地区担当委員の6番濱村委員に補足説明をお願いします。

濱村委員

議案第16号につきましては、せんだって あの、現地が山林の周辺ということについてあっていましたので、現地を訪れたところでございます。立派なナシ園が存在しておりまして、適切な樹園地の管理をされておりますし、今後もするというところでございますので、特別問題はないかと思えます。よろしく御審議のほどをお願いします。

場所はちょっとわかりづらいんですけど、国道208号線から長洲方面に入っていくまして、通称農免道路って申しております道路沿いでございます。それで、位置的に、説明しづらいんですけど、鷲巣と赤田とその境になるところでございます。よろしくをお願いします。

濱北会長

ただいま補足説明がございました。場所については、非常にわかりにくいところでございます。私どもは初めて行ったんじゃないかというところでございます。以前、去年だったかな、一遍行って場所は知っていましたが。新聞とか年金の勧誘にはここを回ったことがあります。ほかはあんまり行ったことがございません。

ただいま補足説明がございました。何かこの件で意見、質問等がありましたらよろしくをお願いします。

池本委員  
事務局

登記簿上は贈与かなんかあっとっとかい。

まだ登記簿は、まだ変えてらっしゃらない。まだ農業者のとこだけを差し当たり変えて。

濱北会長

ほかに何かありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ないようでしたら賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。受付番号4番について原案どおり決定をいたします。次に進みます、4ページです。議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

議案第17号でございます。「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

受付番号3番。申請人の住所・氏名でございますが、東荒神区の方でございます。申請物件の表示は所在が長洲の中塩屋、地番が2,249番3でございます。地目でございますが、台帳、現況とも畑となっております。地積が94㎡となっております。申請理由が住宅用地となっております。施設面積でございますが、135.89㎡となっております。

農地区分でございますけれども、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資金力及び信用力でございますが、金融機関から残高証明書が添付されております。事業費を越えているので適当と思われております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけど、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされております。

平成28年10月15日に着工予定とされており、平成29年8月31日に竣工という予定になっております。遅滞なく事業が供されることが見込まれるものです。

計画面積の妥当性でございますが、個人住宅でございますので、おおむね500㎡以下ということで、既存住宅が375.91㎡、申請地が94㎡、合わせて469.96㎡に135.89㎡の個人住宅を建設されるということで、妥当な面積と思われま。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、宅地造成工事を行うことなく宅地として利用できるため、造成工事に伴う隣接農地への影響はないということで、問題はないかと思われま。

その他、特記事項でございますけれども、既存住宅を取り壊して新たに住宅の建設を行うということです。雨水については、地下浸透枳、生活雑排水や汚水については、公共下水道を利用されるということでございます。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明が終わりました。ここで、地元委員で9番の長谷川委員に補足説明をお願いします。

説明します、9番の長谷川です。

皆さん資料の5ページ目を開いてください。場所から説明しますと、役場前の道路をちょうどすこやか館とロッキーの間を西の方向、港の方向へ大体100メートルぐらい行ったところから、今度は右のほうに曲がって突き当りは八百屋になるんですけど、その手前を右へ曲がってから大体100メートルぐらい行ったら、宮村産業という建設業屋さんがあるんです。そこから、また左の方向に、港方向に大体100メートルぐらい行ったところが、申請があっている場所なんです。

これは、数十年前ぐらい親の代に家を建てられたとき分筆して家を建ててあったんです。そして残りの94㎡をさっき説明がありましたように再度宅地申請してから、そこに今現存している家を解体して新築されるということを知っておりますので、隣接する農地に迷惑をかけるようなことはないし、また、上下水道も管理されておりますけど、5ページの資料にうたってありますけど、側溝があるん事務局ぐらいまではちょうど下水道がないもんで。

ということで、何ら近所の方には迷惑はないと思いますし、雨水は地下浸透ということで申請が上がっておるんですけど、近所の方には何ら迷惑はかからないと思いますので、皆さんの審議をよろしくをお願いします。

わかりましたか、場所は。ちょっとわかりづらいところでもんね。

ただいま、地元委員の補足説明がありました。受付番号3番について何か御意見、質問等はないですか。

ちょっとここも場所がわかりにくいですね。

ちょっとわかりにくいでもんね。

家は壊すとね。

数十年前に分筆して家を建ててあったんです。これだけ94㎡ぐらいの残地として農地を、野菜づくりのような形で残してあったんでしょう。

12番ですけど、2249の2ってなっているんで、これ、間の番号だから、この土地もこの方とでしようね。

そうです。この申請者の方の……。

ほかにございませんか。

ありません の声有

なければ賛成の挙手を求めていいですか。

賛成者挙手

全員賛成で原案どおり決定をいたします。

次に進みます、7ページです。議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第18号でございます。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

受付番号12番でございます。申請人の住所・氏名でございますが、使用借人が熊本市の方、使用貸人が宝町区の方でございます。申請物件の表示でございますが、所在が腹赤字部反田、地番が96番7でございます。地目でございますが、台帳、現況ともに畑となっております。地積は396㎡でございます。

濱北会長

長谷川委員

濱北会長

濱北会長

長谷川委員

池本委員

長谷川委員

徳山委員

事務局

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

申請理由といたしましては、個人住宅の建設。施設面積が152.36㎡でございます。

農地区分でございますけれども、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますけれども、金融機関のほうから住宅ローンの仮審査の終了通知が添付されており、事業費を超過しているということで、適当と思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ということで、事業計画書、仮審査終了通知書等が添付されており、平成28年10月1日着工予定でございます。平成29年9月30日に竣工と予定される計画であり、遅滞なく事業が供されることが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、個人住宅でございますので、500㎡以下ということで、申請地は住宅用地として396㎡に152.36㎡の建設計画であり、個人住宅としては妥当な面積と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、周辺は宅地化が進んでおり農地はほとんどないような状況でございます。支障ないと思われま

す。その他、特記事項でございますが、雨水は雨水用ますを設置し、道路の側溝へ排水するというところでございまして、生活雑排水の汚水は公共下水道を利用するという

ことで伝えております。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

ただいま受付番号12番について説明がございました。ここで、地元委員の1

番池本委員の補足説明をお願いします。補足説明をします。8ページと9ページに地図があります。場所は腹赤小学校の東、保育園の北側に位置するところでありまして、地図で見ると、今説明にもありましたように周囲全て宅地化されておりまして、何ら問題はございません。よろしく審議をお願いします。

ありがとうございました。

ただいま地元委員の補足説明がございました。この件について御意見、御質問等がありましたらよろしく願います。

これは息子ですか。

親子ですね。

この物件に関してじゃないんですけど、最初の説明の入りね、例えば、今、親子なのか大体わかるですか。名前はやっぱり言われんわけ？

そうですね。

このメンバーでも言われんわけ。

議事録に残りますので。

議案のほうは出しても構わないということだったんですね。それで、この議案を見られながら説明をしてくださいということで、指導を受けているので、そういうふうに変えざるを得んのかなと思ひまして、ほんとうに申しわけないんですけど。

違和感は非常にあるし。いろんな町の状況というのを、おったちは知りたいわけですよ。何にも言わん、自治体は。それなのに、読んで話がされんちゅうことは、非常に違和感があるところ、お尋ねしたんですけど。それで、上手に説明ができませんらしょなかですわね。

先月の委員会のときも一応その話が出て、どうしたものかと・・・これ、県の農業会議のほうから指導でございますので、小さな町であっても市であってもどこであっても、全国的にこれをなくそうということになっておりますので、その

濱北会長

池本委員

濱北会長

坂上委員

池本委員

上野委員

事務局

上野委員

事務局

事務局

上野委員

濱北会長

上野委員  
事務局

辺は御理解をよろしくしていただきたいと思います。

わかりました。

議事録が一般公開してなかなかよかったですけど、今、全部インターネットに載せるときに特定されてわかるようにならないようにしてくださいということをおわれたもんだけん、非常に申しわけないです。

馬場委員

この親子関係で貸すということは、まだ親の名義ですかね。その場合、今度は名義を変えるときは、次のときはまた農業委員会にかかるとですか。

事務局

いや、かからないです。

馬場委員

宅地の場合はならんばってん、結局、この名義はならんちゅうことですね。

事務局

土地のほうはまだそのまま。

池本委員

登記簿上は……。

事務局

登記簿上はそのまま。

馬場委員

はい、わかりました。

濱北会長

ほかにないですか。

濱北会長

ありません の声有

濱北会長

なければ賛成の挙手をお願いします。

濱北会長

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成で、受付番号12番について原案どおり決定をいたします。

事務局

次に進みます、10ページです。議案第19号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

議案第19号でございます。「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。

農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるということになっております。

11ページをごらんください。左半分です。

今回申請をされたのは、利用権設定で10年の田でございます。743㎡となっております。

次のページをごらんください。12ページにお名前が載っておりますし、13ページに使用賃貸借権の設定でございます。新規となっております。場所が大字宮野の高畑。地番が1632番地。地積が先ほど申しました743㎡で期間が10年となっております。1筆でございます。

以上でございます。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま議案第19号の説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。

濱北会長

ありません の声有

濱北会長

なければ、原案どおり決定してよろしゅうございますか。

濱北会長

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。

これで全て終了をいたしました。

（その他事務局説明）

1. 平成28年度先進地研修精算について
2. 農家相談の手引きの配布について
3. 農地利用状況調査について

濱北会長

これもちまして平成28年度第5回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

閉会（終了 午前10時31分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印